

電波利用環境委員会報告(案)概要

～CISPRの審議状況及び会議対処方針について～

令和6年9月10日
電波利用環境委員会
CISPR D作業班

国際無線障害特別委員会（CISPR）の概要等

1 国際無線障害特別委員会（CISPR）について

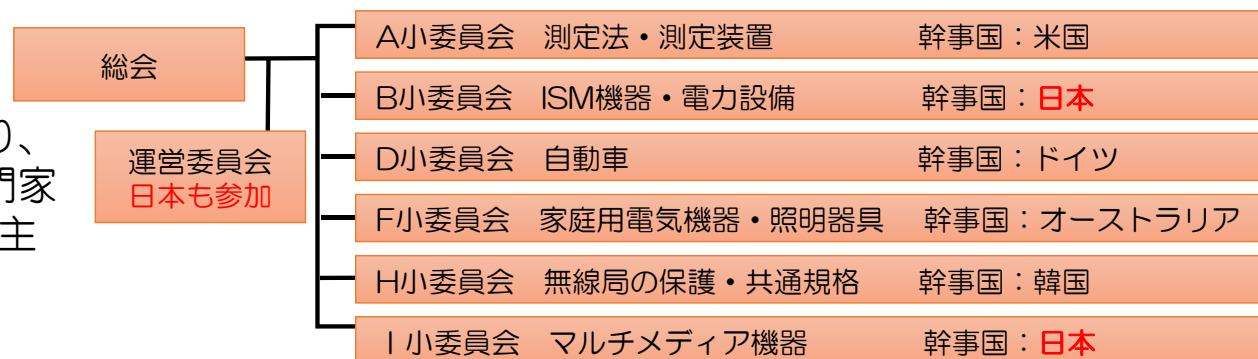
1) 目的・構成員等

- 昭和9年に設立された組織で、現在IEC（国際電気標準会議）の特別委員会
- 目的：無線障害の原因となる各種機器からの不要電波（妨害波）に関し、その許容値と測定法を国際的に合意することによって国際貿易を促進すること
- 構成員：電波監理機関、大学・研究機関、産業界、試験機関、放送・通信事業者などからなる各国代表、無線妨害の抑制に関心を持つ国際機関（現在、構成国は41カ国（うち18カ国はオブザーバー））
- CISPRにおいて策定された各規格は、以下のとおり国内規制に反映される。

機器の種類	規制法令等
高周波利用設備	電波法（型式制度・個別許可）【総務省】
家電・照明機器	電気用品安全法（法定検査・自主確認）【経産省】
医療機器	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（承認・認証）【厚労省】
マルチメディア機器	VCCI技術基準（自主規制）【VCCI】

2) 組織

- 総会・小委員会全体会議は年1回開催。
- B・I小委員会の幹事国は我が国が務めており、また、運営委員会のメンバーに我が国の専門家が加わるなど、CISPR運営において我が国は主要な役割を担っている。



2 本年度の開催概要

- 令和6年11月5日から11月15日までの間、Web会議において開催予定（A小委員会は10月21日から10月25日まで東京（日本）において、D小委員会は10月14日から10月16日までブダペスト（ハンガリー）において開催予定）
- 我が国からは、総務省、各研究機関、各大学、各試験機関及び各工業会等から30名が参加予定

3 基本的な対処方針

- 基本的な対処方針としては、無線通信に対する各電気製品の妨害波の影響を総合的に勘案し、また我が国の利益と国際協調を考慮して、大局的に対処

【主なトピック】主な審議状況及び対処方針(D小委員会)

D小委員会:自動車、モータボート等の妨害波に関する規格を策定

CISPR12 自動車の30MHz以上の放射妨害波測定

1) 背景と課題

CISPR 12第7版は2014に改訂作業に着手し、期限切れがあったものの、CDVからの再スタートによって合意が得られようとしている。課題であった許容値は、製品グループ毎に尖頭値検波と準尖頭値検波の相関係数を付与することが提案されている(下表)。また第8版に向けた主な将来課題として、①測定周波数の6GHzへの拡大、②試験サイトの検証法、③電動車両のダイナミックドライブモードの議論が開始されている。

CISPR 12の適用製品のグループ分けと使用する尖頭値検波適用時の許容値

製品グループ		製品例	Peak許容値(走行時)	Peak許容値(充電時)
1	内燃機関を搭載した製品(内燃機関作動)	車両、フォークリフト、発電機	QP許容値+20dB	N/A
2	電気モータを搭載した製品(電気モータ作動)	車両、フォークリフト	QP許容値+13dB	QP検波のみ
3	小型電動モビリティ、歩道走行を想定した製品	電動自転車	QP検波のみ	QP検波のみ

2) 課題の解決方法

①測定周波数の6GHzへの拡大

前回シンガポール会議での日本提案をベースに議論を進めていく。

1~6GHzについては、前後左右4方向からの測定を推奨(右図参照)。

②試験サイトの検証法

STFにて日本提案のロングワイヤーを使用した暗室検証方法の妥当性を確認する。

③電動車両のダイナミックドライブモード

小TFにて各国寄与データをもとに走行モードの車両状態を検討していく。

3) 審議状況

第7版CDVについては、ブダペスト会議にてコメント審議が開始される。

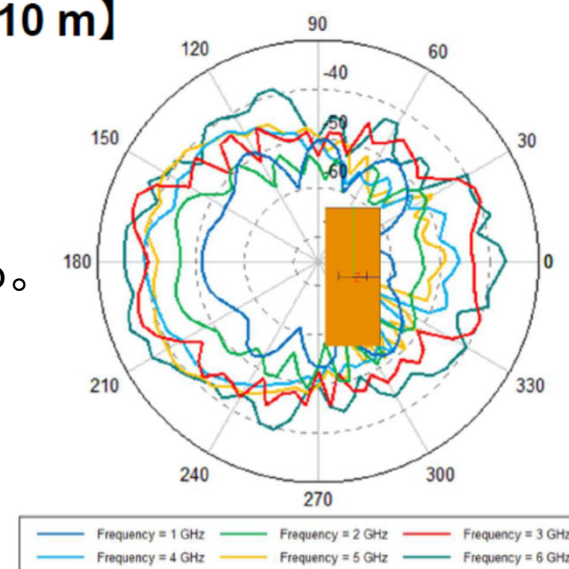
第8版の将来会議について、今後会議やSTFにて審議が開始される。

4) 対処方針

第7版CDVについては、現CDVを支持しつつ早期成立をサポートする。

第8版の将来会議については、今後の議論ではあるが、積極的な提案を行っていく。

【10 m】



6GHzの提案資料
(高周波の指向性特性より、
4方向での測定を提案)